

平成 29 年 9 月 14 日

株主及び登録株式質権者 各位

宮城県仙台市青葉区中央三丁目 3 番 20 号
株式会社 七十七銀行
取締役頭取 氏家 照彦

株式併合に関する公告

当行は、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 133 回定時株主総会の決議に基づき、平成 29 年 10 月 1 日をもって株式併合を行いますので、会社法第 181 条の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1. 株式併合の割合 | 当行普通株式について 5 株を 1 株に併合する |
| 2. 株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 |
| 3. 効力発生日における発行可能株式総数 | 2 億 6,880 万株 |

以 上

(ご参考)

1. 当行は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 10 月 1 日をもって当行普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する定款変更を決議しております。
2. 上記に伴い、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における当行株式の売買単位は、1,000 株から 100 株に変更されます。
3. なお、株主の皆さまにおかれましては、特段のお手続きは不要ですので、念のため申し添えます。